月　給　者　報　告　書

１．次の休業期間は賃金を支払っておりません。

　　　自　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　　　至　　　平成　　　年　　　月　　　日

２．上記１．の休業期間の賃金控除の方法（控除の計算方法）

３．上記１．の休業期間について、賃金を支払っていない理由

* 就業規則・賃金規定・労働協約等により、規定しているから。

　（抜粋）

* 規則等は無いが、業務（通勤）災害のため、労災保険へ休業請求するから。
* その他

４．上記１．以降の休業期間についても、上記２．３．のとおりです。

　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　事業場名称

　　　　　　　　　　　事業主氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　八女労働基準監督署長　殿

　　　　　　※2回目以降（継続分）の請求については提出不要です。